

様式第 1 号の 3

井戸等の被害状況に関する申出書
(井戸等の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

宇城市長 様

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく井戸等の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、飲用水を得る途を失った方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、取水器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）です。

修理対象箇所

注) 井戸、配管、継手、取水器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等から、修理を要する箇所について具体的に記載してください。

2 被害状況について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- ☐ 井戸等の基礎^{注)}が被災により破損、変形等しており、飲用水の取水に支障がある。

注) 井戸等の基礎：地表面の井戸開口部を保護するための基礎や、電動機（電動ポンプ）・制御盤を設置するための基礎、配管を固定するための基礎等

- ☐ 井戸等の構成要素が被災により破損、変形等しており、飲用水の取水に支障がある。

- ☐ 飲用水の取水に支障がない、井戸等の基礎、構成要素のみの不具合がある。
→ 制度の対象外です。

- ☐ 井戸の構成要素でない箇所や、井戸等の構成要素ではあるものの飲用水を取水する機能に直接的に影響しない箇所（装飾的な部位など）に不具合がある。
→ 制度の対象外です。